

監査事務の概要

1 監査とは

監査とは、地方自治法等の法令に基づき、監査委員が市の財務に関する事務の執行等について公正不偏の立場から監査するもので、本市では監査基準、監査等の基本方針及び監査計画を策定し実施しています。

監査委員は、市長の指揮監督から職務上独立した独任制の執行機関であり、本市では、識見を有するものから選出された委員2人と議員から選出された委員2人の4人の監査委員がおります。識見を有するものから選出された委員2人のうち1人が代表監査委員(常勤)となっています。

識見委員 岩 本 晃 (代表監査委員・常勤)

識見委員 橋 本 愼 一(非常勤・弁護士)

議選委員 関 根 雅吾郎(非常勤)

議選委員 大 槻 和 弘(非常勤)

2 組織

監査委員には、監査委員の事務局として監査課が置かれています。

3 主な監査の種類

(1) 財務監査

市の財務に関する事務の執行及び市の経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしているか、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査します。

(2) 行政監査

市の事務の執行が法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしているか、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査します。

本市では、財務監査に併せてテーマを定め実施するものと、財務監査とは別にテーマを定め単独で実施するものとがあります。

(3) 小・中学校等監査

市立小・中学校等において、主に児童及び生徒の安全が確保されているか、現金の保管及び出納が適正に行われているか等について、正確性、合規性の観点を中心として監査します。

(4) 工事監査

市の執行する土木工事、建築工事等の計画、設計、積算、契約及び施工が適正に行われているかについて、正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性を観点として監査します。

(5) 財政援助団体等監査

市が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているもの、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人等、市が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、市が受益権を有する不動産の信託の受託者及び市が法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかについて監査します。

(6) 住民請求監査等

市民の方が、市長等執行機関などによる財産の管理、契約の締結などの財務会計上の行為(又は怠る事実)が違法又は不当であると認め監査を請求したとき、市長、議会から監査の請求及び要求があったときに監査します。

(7) 内部統制評価報告書審査

市長が作成した内部統制評価報告書について、市長による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかについて審査します。

(8) 決算審査及び基金運用状況審査

決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、その内容が正確であるかについて及び基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているかについて審査します。

(9) 健全化判断比率等の審査

健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、その内容が正確であるかについて審査します。

(10) 例月現金出納検査

会計管理者及び企業出納員の現金の出納事務が正確に行われているかについて検査します。

4 監査の結果に関する報告の提出及び公表並びに監査の結果に基づく措置の通知及び公表

監査委員は、監査の結果を市議会議長、市長及び関係執行機関の長へ提出するとともに、相模原市掲示場で公表します。

また、指摘事項(検討すべき事項)については、措置が講じられるまで適時状況を確認し、講じられた場合にはその旨の通知を受け、相模原市掲示場等で公表します。

お問い合わせは、監査課へ

電話 042-769-8291

Eメール kansa@city.sagamihara.kanagawa.jp